

# 戦国大名徳川氏の伊那郡統治と菅沼定利

柴 裕 之

## はじめに

戦国大名の領国支配を考えるには、各領域において展開した支配機構とその支配をつかむ必要がある。これは戦国大名領国が戦国大名「家」を中心とした地域的結合からなる軍事的国家という性格を有する以上、その領国支配はそれぞれの地域的特質に基づき展開する領域支配からなることによる。こうした観点に基づき小田原北条氏を中心に多くの成果がみられる。<sup>(1)</sup>

戦国大名徳川氏の領域支配についても、かつては江戸幕府を意識した多くの研究業績<sup>(2)</sup>があつたが、近年は同時代なかでの分析がおこなわれている。この視点からの成果として、平野明夫氏による家康の三河統一期における酒井忠次や石川家成・同数正の地位と権限の分析を通じた支配体制の解明<sup>(3)</sup>や酒入陽子氏の大須賀康高の検討<sup>(4)</sup>をあげることができる。<sup>(5)</sup>また、私も松井松平氏による駿河国河東二郡支配や岡部正綱の分析を通じた徳川氏の甲斐支配について検討<sup>(6)</sup>し、それぞれの地域の特質に基づく領域支配と領域支配担当者の性格の分析をおこなった。本稿では、その成果に引き続き、徳川氏の信濃国伊那郡の統治を菅沼定利の政治的位置とそれに伴う権限・役割の分析を通じ検討をおこないたい。

周知の通り、信濃国は天正十年（一五八二）三月の武田氏滅亡<sup>(7)</sup>、同六月の本能寺の変後に徳川氏が侵攻し領国化を進めた地域である。この徳川氏の信濃統治の研究としては、藤野保・北島正元両氏による研究がある。藤野氏は信濃では他の地域と異なり在来の領主がその麾下に服する程度の支配方式がとられたとされた。これに対し北島氏は伊那郡以外の諸郡には藤野氏の

見解は妥当としつつも、伊那郡はその地域の特殊な軍事的重要性により、譜代の菅沼定利を家康の大代官として飯田城に在城させ、城付（城領）の給人知行地と徳川氏の蔵入地管理を任務とさせたとされる。この北島氏の見解は、和泉清司氏にも継承されている。<sup>(8)</sup>

この藤野・北島両氏の見解により、徳川氏の信濃統治は従属した旧来の地域領主（国衆）の支配領域と伊那郡については菅沼定利による直轄領管理支配よりもなることを指摘されたが、それ以上の言及はない。特に徳川氏の伊那郡統治で重要な役割を担つたとされる菅沼定利の具体的な政治的位置やそれにともなう領域支配権限などの考察には不十分なところがある。これまでも菅沼定利の事績については検討はおこなわれてはいる。<sup>(9)</sup>しかし戦国大名徳川氏の領国支配の展開という視点からの検討としては、不十分である。また、近年の検討では伊那郡虎岩郷の検地の成果があるが、これも菅沼定利の政治的位置とそれにも伴う領域支配の性質をふまえたうえで検討する必要があると思われる。<sup>(10)</sup>

このような研究状況に対し、本稿では、菅沼定利の政治的位置と領域支配権限を考察することにより、徳川氏の信濃伊那郡の統治の実態とその性格を明らかにしていくことを目的としたい。なお、表1として菅沼定利関連文書一覧を作成した。<sup>(11)</sup>以下、使用する際には表1 No.～との記述をとる。

## 一、徳川氏と菅沼定利

まず、はじめに徳川家中内における菅沼定利の政治的立場、その活動が明確に表れだす徳川氏の信濃侵攻以前についてみていくたい。

菅沼定利は、山家三方衆の一つ田峯菅沼氏の出身である（『寛政重修諸家譜』、以下「寛政譜」と略す）。菅沼氏は、清和源氏土岐氏の末流が三河国設楽郡菅沼（愛知県南設楽郡作手村）の地に入り菅沼を称し、田峯（北設楽郡設楽町）を拠点に長篠

(南設楽郡鳳来町)・島田(同)・野田(新城市)へと庶家を配置したとされる。しかし、近年の『稻武町史』通史編(二一〇〇〇)の成果によると、田峯菅沼氏の祖とされる菅沼貞吉(定信)は、文明十三年(一四八一)十一月十五日の高勝寺鐘銘に「大旦那藤原貞吉」とみえることから、藤原姓である。この貞吉を祖とする田峯菅沼氏は、三河国設楽郡田峯(北設楽郡設楽町)を拠点に新城・武節を領域支配した三河の地域領主(国衆)である。<sup>(14)</sup>

菅沼定利は、「寛政譜」によると、この田峯菅沼家の当主である形部少輔の子とされる。形部少輔は、同時代史料では永禄四年から同六年(一五六一~六三)にかけて幼名は小法師として(「久能山東照宮所蔵文書」「稻武」町外三八ほか)、また元亀四年(一五七三)六月晦日付け武田勝頼定書写(「松平奥平家古文書写」「稻武」町外一二八)の宛所にみられる「菅沼形部丞」である。実名は定忠、または貞吉とされるが、同時代史料からは確認が出来ない(以下、菅沼形部丞とする)。しかし、『稻武町史』通史編も指摘されているとおり、形部丞と定利は親子として考えると、活動時期から無理があるようと思われる。『北設楽郡史』原始―中世(一九六八)が、最初に指摘されたとおり、形部丞の伯父にあたる菅沼弥三右衛門、「寛政譜」など家の家譜によると実名は定直とされる人物の子と考えたほうがよいであろう(以下、菅沼弥三右衛門とする)。

菅沼弥三右衛門は先述した通り、形部丞の父大膳亮定継の弟である。弘治元年(一五五五)、定継は今川義元に敵対した。その行動は、奥平氏の内紛と結びつき「東三怨劇」といわれる状況を生じさせた。<sup>(16)</sup>翌二年に今川氏により定継は成敗されるが、その際、弥三右衛門は弟の十郎兵衛尉(定氏)・同八右衛門(定仙)と林左京進とともに今川方に属し、布里(愛知県南設楽郡鳳来町)を攻撃したことが確認できる(浅羽本系図所収文書「稻武」町外一四ほか)。今川義元による定継の成敗後、今川方に属した菅沼弥三右衛門・同十郎兵衛尉・同八右衛門・林左京進が擁立したのが、定継の子である小法師、のちの形部丞である。この後、田峯菅沼氏は小法師を盟主に彼らを中心に政治運営がされる。これを具体的に示すのが、永禄四年四月十五日に松平元康(徳川家康)<sup>(17)</sup>が、田峯菅沼氏に対し発給した次の判物である。

史料1 「久能山東照宮所蔵文書」『稻武』町外三二八)

- 一、小法師殿本知不可有相違之事、
  - 一、今度一味之衆、進退不可有無沙汰事、
  - 一、拔公事不可有之事、
  - 一、親類・被官・百姓已下、雖有申様、可相尋事、
  - 一、遠州償、先次第可申付之事、
  - 一、設築殿進退、不可有疎略之事、
  - 一、小法師殿本知、何方於約束者、替地可進之事、
- 右条々申合上者、聊不可有相違者也、仍如件、

永禄四年

松藏

卯月十五日

源元康(花押)

菅沼弥三右衛門殿

同十郎兵衛殿

同八右衛門殿

林左京進殿

参

史料1は徳川家康が菅沼弥三右衛門<sup>(18)</sup>に對し、田峯菅沼当主である小法師の本領安堵、一味衆の進退保証、遠江での所領の約束や設築三郎の進退保証等を約したものである。家康は永禄四年四月に今川氏との敵対の姿勢を明確化し、同十一日には東三河牛久保（豊川市）を攻撃する。<sup>(18)</sup>その際に、家康は田峯菅沼氏と盟約を結ぶ。史料1は、このような背景のなかで発給され

たものである。注目すべきは、家康が史料1を発給した宛所が、菅沼弥三右衛門らであることである。このことは、先述の通り、田峯菅沼氏が当主小法師を盟主に一族の菅沼弥三右衛門・同十郎兵衛尉・同八右衛門と林左京進により政治運営がなされ、彼らにより今川氏から徳川氏への路線転換がおこなわれたことを示していよう。定利の父菅沼弥三右衛門は田峯菅沼家中において当主小法師を擁立し、そのもと政治運営をおこなう有力な一族であったのである。

この後、田峯菅沼氏は翌五年正月、奥平定能の仲介により再び今川氏へ帰属し（「松平奥平家古文書写」「愛知県史」資料編11織豊1—一八一<sup>(19)</sup>）、「松平奥平家古文書写」「稻武」町外五九）、徳川氏の三河統一の過程で再び徳川氏へ従属という動きを歩む。元亀一年四月、菅沼形部丞は奥平定能と武田信玄に従属し、徳川方の菅沼定盈ら東三河を攻撃する（「土佐国蠹簡集残編七」『稻武』町外七〇）。当時、旧今川領国の領有問題をめぐり徳川・武田間の関係は緊張状態にあり、菅沼形部丞・奥平定能ら奥三河国衆はこのような政治状況に伴い武田氏に従属したと考えられる。ここで注目すべきは、田峯菅沼家が武田方に従属した一方、「寛政譜」などによると、菅沼定利が形部丞と行動をともにせず徳川方として行動していることである。つまり、田峯菅沼氏の武田氏への従属に際し、家中が徳川方・武田方の双方に分裂しているのである。のちに奥平氏が再び徳川氏に帰属した際に発給された天正元年八月二十日奥平定能・同信昌宛て徳川家康起請文写（「譜牒余録」「稻武」町外八三）の三条目に注目すると、武田氏に属した形部丞とともにする者として菅沼常陸守（定仙）・同新次郎・同伊賀（定勝）・林紀伊守が、徳川方として菅沼十郎兵衛（定氏）・同藤三郎が確認できる。これにより、史料1の四名のうち、形部丞とともに武田方として八右衛門（常陸守定仙）・林左京進と同一人物と思われる紀伊守、徳川方として弥三右衛門の子定利と十郎兵衛という田峯菅沼家中の二分列化の構図が描ける。このような事態は、戦国大名の家中に包摂されない不安定な境目の地域領主（国衆）が支配領域の維持のために生じる特徴としてみられる。<sup>(20)</sup>田峯菅沼氏も徳川・武田両氏の緊張関係のなかで、境目の国衆として、このような事態を生じさせたのである。この田峯菅沼氏の武田氏への従属は、奥平氏・長篠菅沼氏も同時期に武田氏に属していることを考えると、奥三河（設楽郡地域）に展開した彼らの一揆的結合体、「山家三方衆」としての総意に基づく行動として

も捉えられる。<sup>(21)</sup> なお、定利の父とされる弥三右衛門は、『北設楽郡史』原始—中世によると、形部丞とともに武田氏に属したが、天正三年の長篠の戦いの際に反逆、同四年に形部丞により討たれる、とあるが、同時代史料上では確認できない。先に引<sup>(22)</sup> 用した天正元年八月三十日奥平定能・同信昌宛て徳川家康起請文写にもその存在を確認できないことからも、同時期までには死去（殺害も含む）の可能性もある。いずれにせよ現時点では不明とせざるを得ない。

このあと田峯菅沼宗家（形部丞）は武田方として奥平氏・長篠菅沼氏とともに山家三方衆として活動した。しかし、天正元年八月の奥平氏の徳川氏への帰属により三方衆としての活動は終わり、形部丞は同三年五月には長篠の戦いで武田方として敗北し、六月には織田・徳川軍により居城である武節城（北設楽郡稻武町）を落城させられ、信濃国伊那郡に逃亡する（「野崎達三氏所蔵文書」・「菅沼家譜」『愛』一一四・一一五八）。そして、同十年三月の武田氏滅亡後、織田軍による武田方に対する处罚のなか、形部丞は村人により殺害された（「信長公記」）。

一方、菅沼定利は表1にあげたとおり、その活動が同時代史料上で管見できるのは、天正十二年八月以降である（表1 No.①・②）。『北設楽郡史』原始—中世は新城の道目記城を拠点に、徳川方として長篠の戦いにも参加したとされるが不明である。また、『北設楽郡史』原始—中世は、定利が形部丞の死後、徳川家康により田峯菅沼宗家の遺跡を継承したとされる。そこで注目したいのは彼の官途である。定利の官途は表1より小大膳亮であることが確認できる。田峯菅沼宗家の官途は、「寛政譜」などによると大膳亮・形部少輔である。これをふまえると、定利の官途である小大膳亮は、田峯宗家の官途である大膳亮を意識したものであり、定利は家康との関係により田峯菅沼宗家としての格を獲得したといえよう。定利の田峯菅沼宗家としての格の獲得の時期は、『北設楽郡史』原始—中世が指摘されるとおり形部丞の死後であろう。そして、その政治的背景には、天正三年六月以降田峯菅沼宗家が信濃国伊那郡に活動拠点をおいていた事実を重視すると、徳川氏の信濃侵攻が時期としては考えられる。つまり、徳川氏は信濃侵攻にあたり、旧来の領主を擁立し統治に利用したとされるが、定利もその一人であったといえよう。

菅沼定利は、先行研究では徳川氏の譜代家臣とされてきた。しかし、譜代とは「代々ある家に仕えてきてること、また、その人」（『日本国語大事典』小学館）を意味する。これまで見てきたことから考慮すると、菅沼定利は奥三河国衆田峯菅沼氏の一族の出自で宗家から独立して親徳川方として活動し、その立場は家康により新たに田峯菅沼宗家を継承した地域領主（國衆）<sup>(23)</sup>ととらえていく必要がある。次節では、徳川氏の伊那郡統治をみて、本節で検討した菅沼定利の政治的立場が如何に用いられ、伊那郡において支配領域を形成していったか、その入部の時期も含めて検討をおこないたい。

## 二、徳川氏の伊那郡統治と菅沼定利の入部

天正十年三月の武田氏滅亡後、信濃国は高井・水内・更科・埴科四郡を森長可、安曇・筑摩二郡を木曾義昌、伊那郡を毛利秀頼、小県・佐久二郡を滝川一益にと、知行割により織田領国へと編入された（『信長公記』『信濃史料』十五卷—一七七頁）。しかし六月一日の本能寺の変により、織田政権の東国統治は終結を迎えることとなる。これにより徳川家康の甲斐・信濃侵攻が開始され、その領有をめぐり家康は小田原北条氏と争うこととなる（天正壬午の乱）。天正壬午の乱は、織田領国であつた甲斐・信濃両国の領有をめぐる領土紛争としてだけでなく、中央や関東地域をも巻き込んだ政治的戦争であった。家康はこの天正壬午の乱を優位的に和睦にもつていくことで、甲斐・信濃の領有権を獲得するだけでなく、東国に対する政治的影響力を有していく。<sup>(25)</sup>ここでは、天正壬午の乱の際の徳川氏の信濃侵攻を伊那郡国衆との関係を中心によくみていきたい。

徳川氏の甲斐・信濃への侵攻は、本能寺の変後すぐに開始され、六月十一日には小池筑前守に対し、家康が「信州表計策」に関する働きを賞している（『尾張徳川文書』『信』十五一一五八）。その後、本多広孝・同康重・大久保忠世・石川康通を中心に「信州表之計策」が進められ、七月三日には家康自身が出馬へといたる（『記録御用所本古文書』『信』十五一一七三）。この徳川氏による信濃侵攻で、家康は旧地域領主を擁立し攻略にあたらせた。このうち家康に擁立され信濃攻略に用いられた

伊那郡国衆としては、下条氏と知久氏があげられる。

下条氏は、吉岡城（下伊那郡下条村）を拠点に阿知川以南の地域を支配する伊那郡の有力国衆である。天正十年一月、下条頼安の兄伊豆守は武田方として伊那郡滻か沢の守備を担当したが、家老の下条九郎兵衛の逆心にあり没落した（『信長公記』『信』十五一八五）。徳川氏は信濃侵攻に際し、頼安を擁立し、七月六日には飯嶋入道傑叟ら諸士に対し家康が擁立した頼安への疎略の扱いをしないことを約させ、軍役を勤める趣旨の起請文を提出させている（『惠林寺文書』『信』十五一八〇）。

一方、知久氏は神之峰城（飯田市）を拠点に知久郷を支配した国衆であったが、頼元の時の天文二十三年（一五五四）八月に武田氏の伊那郡侵攻により没落した<sup>(26)</sup>。その後、子である頼氏は天正十年の織田氏による武田氏攻めに参加して、一月三十日には伊那郡松尾の国衆小笠原信嶺を計略している（『矢嶋文書』『信』十五一九四）。しかし、武田氏滅亡後、信長より旧領安堵をうけた形跡がない。徳川氏は信濃侵攻にあたり、下条頼安と同様に知久頼氏を擁立し、そして七月十日、家康は頼氏に対し昨日の九日の甲府着陣と北条方に属した諏訪郡国衆の諏訪頼忠を攻撃するため、伊那郡諸士を率い諏訪表への出陣を要請している（『知久文書』『信』十五一九〇）。

このように徳川氏の信濃侵攻にあたり、下条氏・知久氏は擁立され、信濃攻略のための役割を担った国衆であった<sup>(27)</sup>。その後、

下条頼安と知久頼氏は伊那郡攻略と徳川氏の諏訪攻めに従軍を命じられる一方で、七月二十六日には家康より知久頼氏は知久本領を安堵され（『知久文書』『信』十五一三四九）、八月十二日には下条頼安へ松尾・知久領を除く伊那郡が宛行われている（『下条文書写』『信』十五一三九一）。また、後者には松尾領を除くことから、松尾の小笠原信嶺も所領を安堵されていることがわかる。

八月、徳川氏は北条氏と甲斐領有をめぐり甲府に着陣し、信濃計略は徳川方の佐久郡国衆依田氏と下条氏・知久氏ら伊那郡国衆に任される。同月二十二日付けの下条頼安宛て徳川家康書状写（『下条文書写』『信』十五一四一〇）によると、木曾義昌が徳川方に属したので、木曾義昌と相談のうえ行動することを命じられている。木曾氏には同月晦日に、家康より信長から遣

わされた安曇・筑摩両郡と本領を安堵されている（「古今消息集」『信』十五一四一八）。また、九月十日には家康より木曾氏に入魂と知行安堵の旨を約した起請文、新たに伊那郡箕輪諸職を与えた判物が遣わされている（「古今消息集」『信』十五一四四七・四四八）。木曾氏に遣わされた伊那郡箕輪は藤沢・頼親領であったが、藤沢氏は小田原北条氏に属したのか、徳川氏には従わずにいた（『譜牒余録』『信』十五一五二七）。家康が、木曾義昌に従属に際し伊那郡箕輪を宛行った背景はこれによる。この時点での伊那郡の徳川方による領有状況は、箕輪領（木曾義昌）・知久領（知久頼氏）・松尾領（小笠原信嶺）・その他の伊那郡域（下条頼安）としてとらえることができよう。

徳川氏は、その後甲斐黒駒合戦での勝利後、戦況を優位にし、十月十四日には北条方であった保科正直が、徳川方に属し伊那郡半分（上伊那郡域カ）を与えることを約している（「保科文書」『信』十五一四八九）。同月、織田氏の和睦指示により家康と北条氏は講和し、天正壬午の乱は終了した。その際の国分交渉により甲斐・信濃は徳川氏の領有となつた。<sup>(28)</sup>以後、この自力による甲斐・信濃の領有という国分交渉に基づき、徳川家臣の大久保忠世を中心として信濃の徳川領國化（信濃仕置）が進められていく。そのなかで伊那郡では、十一月に徳川氏に従わなかつた藤沢氏が滅ぼされている（『譜牒余録』『信』十五一五二七）。

これにより、伊那郡の領有状況は、上伊那郡域（保科正直）・箕輪領（木曾義昌）・知久領（知久頼氏）・松尾領（小笠原信嶺）・その他の下伊那郡域（下条頼安）へとなつた。

以上、徳川氏の信濃侵攻と伊那郡国衆との関わりを見てきたが、既に藤野保・北島正元・和泉清司の三氏が指摘されておられるところおり、伊那郡においても徳川氏の統治には戦況に伴い国衆の自立性が前提とされ、国衆の本領安堵・知行宛行がなされた。そのため、その領有をめぐり国衆間で領土紛争がおこなわれ<sup>(29)</sup>、その後の政治状勢のなかで徳川氏の伊那郡統治、信濃領有は不安定さを露呈していく。

それでは、菅沼定利はこのような徳川氏による伊那郡統治がおこなわれるなか、何時に入部したのであろうか。定利の行動

は、天正壬午の乱終了後、北条氏との国分交渉に基づく徳川氏の信濃領国化の際に、「信州為御仕置、大久保七郎右衛門殿・菅沼大膳殿・柴田七九郎殿御進発」(「譜牒余録」『信』十五一「九二」とあるように、大久保忠世・芝田康忠ともに行動したとされる。しかし、その具体的な行動が見られるのは、表1 No.①・②の天正十二年八月以降である。そこで表1 No.①・②の史料を検討をしよう。

史料2 (表1 No.①)

今度小笠原右近(貞慶)夫至木曽谷中被相格、悉放火之由候、然者被任菅沼(定利)大膳指図、各有調段、彼表へ被打出、此時木曽(義昌)被遂討治之様、於被励戦功者、可為欣悦候、恐々謹言、

八月五日  
(天正十二年)

保科越前守殿

家康 (花押)

史料3 (表1 No.②)

尚々人足已下をも申付、普請不可有由断候、

今度下伊那無出陣衆へ相触、其地之普請無由断候様可申付候、恐々謹言、

八月廿日  
(天正十二年)

管沼(善)大膳亮殿

家康 (花押)

天正十二年三月、徳川家康は織田信雄とともに、天下人の地位を築きつつあつた羽柴秀吉と敵対する。この両陣営の戦いは両者のみによる紛争としてではなく、従属領主や同盟者をも含む広域的な戦争として展開していく。徳川氏の統治下にあつた伊那郡でもその影響は見られた。木曽を拠点とし伊那郡箕輪領も領していた木曽義昌が、四月に羽柴方に属している(「亀子文書」『信』十六一一四四)。これは徳川氏に従属の際に約束された安曇・筑摩二郡の領有が小笠原貞慶に安堵されたことを起因とし、羽柴方へ従属したものと思われる。

このような木曾義昌の羽柴方への従属に対し、徳川方が取った処置が史料2である。史料2によると、家康は保科正直へ小笠原貞慶の木曾谷中攻撃を伝えるとともに、菅沼定利の指図に従い伊那郡国衆は木曾氏攻撃をおこなうよう命じている。ここから菅沼定利は木曾義昌の離反という政治状況のなかで伊那郡国衆のうち出陣を命じられなかつた国衆へ「其地」の普請のための不足の徵発を命じたものである。ここで注目したいのは「其地」である。「其地」は、伊那郡における徳川氏の拠点と考えられ、それはこの後の徳川氏の伊那郡統治の展開から考えると、菅沼定利が拠点とした知久平城（飯田市）と思われる。知久平城は知久頼氏の領に存在する。ここで知久氏の政治動向が問題となる。これについては、吉田ゆり子氏が天正十年から十五年までの間に下伊那地域の土豪や寺社に発給された安堵状と領知書上を表にされたうえで、天正十年からの知久氏による支配が同十二年からは知久氏に替わり菅沼定利や家臣の朝日重政が宛行状を発給している事実を指摘されていることが注目できる。<sup>(31)</sup>また、

知久頼氏は、同十二年十一月頃に徳川氏の本拠である遠江国浜松において生害したとされる。<sup>(32)</sup>先にも指摘したとおり、伊那郡における菅沼定利の政治的活動が確認できるのは、木曾義昌離反後の天正十二年八月以後である。このことをふまえると、知久頼氏は木曾義昌離反に際し、木曾氏に同調する動きが見られ、それが菅沼定利による伊那郡入部と木曾氏の箕輪領と知久旧領の収公という事態をうみ知久頼氏の生害へといたつたと考えができるのではないかろうか。実際、木曾領であった箕輪領に対しては、同年十月十四日付けで同領内の普済寺（箕輪町）に対し菅沼定利による寺領宛行がおこなわれていることが確認できる（表1 No.(3)・表2 No.(1)）。この事実は菅沼定利の入部が木曾義昌の羽柴方への従属・知久頼氏の木曾氏への同調的な行動という徳川氏の伊那郡統治の政治状況を背景におこなわれたことを示しているといえよう。

それでは家康は伊那郡統治にあたり、何故菅沼定利を登用したのであろうか。第一節で触れた通り、田峯菅沼宗家（形部丞）が天正三年六月の武節落城後、伊那郡を政治的活動拠点としていた。菅沼定利は信濃侵攻にあたり家康により田峯菅沼宗家として擁立された人物である。また、既に北島正元が指摘されておられる通り、伊那郡は徳川氏の本拠三河・遠江への要路に当

たる。このことを併せると、天正十二年の木曾義昌の離反・知久頼氏の木曾氏への同調的な行動という伊那郡の政治状況下、その徳川本国との地域的 importance からも従属したばかりの伊那郡国衆よりも、以前から従属下にあり、伊那郡との関わりをもつ菅沼定利を用いる方が伊那郡の確保に適していたと思われる。

このように考えると、木曾義昌の羽柴方への従属・知久頼氏の木曾氏への同調的な行動という徳川氏の伊那郡統治への政治状況のなかに登用された菅沼定利は、徳川氏による軍事統治下にある伊那郡の地域保全・維持を目的とした軍事態勢（地域的軍事態勢）を担う立場として位置づけられることができよう。そこで、次節ではこの菅沼定利の立場をふまえたうえで、具体的にその領域支配と伊那郡国衆との関わりなどについてみていただきたい。

### 三、菅沼定利の領域支配と伊那郡国衆

#### ① 菅沼定利の伊那郡領域支配

菅沼定利は伊那郡統治に際し、はじめ知久平城を拠点とし、のちに飯田城へ移る。飯田城への拠点の移転時期について、所三男氏は下条氏が没落した天正十四年とされる。<sup>(33)</sup>しかし、その根拠は不明である。天正十七年九月の虎岩郷検地（「平沢文書」『信』十七十九）に家臣の朝日重政・石野弘光らの居所として「飯田」が見られるところから、これ以前であることがわかる。政治的背景としては、豊臣政権により上杉領川中島四郡を除く地域が徳川領国として確定し、伊那郡内では家中騒動にあつた下条氏が没落した天正十五年三月以降が考えられるが、不明とせざるをえない。

また知久平・飯田城を拠点とした菅沼定利の地位と支配領域について、後世の史料は「家康公御城代菅沼大膳亮定利五千石ニ而伊那郡中ヲ預ル、宮田より三河境迄支配ス」（「信州伊那郡郷村鑑」『新編信濃史料叢書』四）とし、先行研究では定利の立場を「伊那郡代」とする。<sup>(36)</sup>そこで菅沼定利とその「執権」とされる家臣の朝日重政・石野弘光の活動を表1・2からみてい

こう。なお表2は朝日重政・石野弘光の発給文書をまとめたものである。以下引用の際には表2 No.～とする。

表1からわかるとおり、菅沼定利の発給文書はほとんどが知行宛行で（表1 No.③・④・⑩～⑫）、表2の「執權」朝日重政・石野弘光の発給文書は表2 No.⑧・⑨を除き知行書立である。以下、その内容をみていく。表1 No.③は菅沼定利が天正十二年十月十四日に箕輪小河内普濟寺へ寺領を安堵し、表2 No.①は同日に朝日重政がこれをふまえて普濟寺へ十四貫百十文の寺領書立を発給したものである。表1 No.④は、同十二年極月二十七日に虎岩郷の土豪平沢氏へ七洞田ほか三貫文を宛行ったもの。表1 No.⑩は淵井市左衛門へ十三貫文を宛行い、表2 No.②によると翌十五年九月十五日に朝日重政より知行書立が発給されている。

表1 No.⑪は同十四年九月二十八日に知久平諏訪社へ今田・飯沼八幡社を、表1 No.⑫は知久平八幡社へ今田・飯沼三貫五百文を寄進したものである。表2 No.③～⑦は同十七年九月の検地の結果をふまえ知久平諏訪社・知久平八幡社・三石龜太郎・中野吉左衛門・平沢勘右衛門に発給された知行書立である。

以上の菅沼定利および朝日重政・石野弘光による知行宛行状の発給された地域を所蔵者なども考慮してまとめると、a 箕輪（表1 No.③）と表2 No.①・表1 No.⑩と表2 No.②）、b 今田（表1 No.⑪・表1 No.⑫）、c 飯沼（表1 No.⑪・表1 No.⑫）、d 知久平（表2 No.③～⑥）、e 虎岩（表1 No.④・表2 No.⑦）となる。これを天正十九年九月に作成された「信州伊奈青表紙之繩帳」（佐々木忠綱所蔵文書）『信』十八一四二二）を参照して考えてみよう。同帳は天正十九年の毛利氏による伊那郡検地の結果を「下条領」・「知久領」などの表記から考えて、前代の国衆支配領域を単位にまとめたものと思われる。これから定利の支配領域を考えると、箕輪領（a）と知久領（b・d・e）・飯田領（c）となる。これは第二章で検討した定利の伊那郡入部の政治的背景と密接に関わっている地域である。ここからも定利の支配領域として箕輪・知久領と飯田周辺地域が考えることができよう。

次に問題となるのは、この支配領域に対する菅沼定利の政治的地位である。既に記したとおり、先行研究では「伊那郡代」とする。戦国大名徳川氏の郡代に関しては同時期に駿河河東二郡地域の郡代を務めた松井松平氏の活動をみると、直轄領の管

理と棟別役の徵収が郡代の役割として管見できる。<sup>(37)</sup> ここから考えると、菅沼定利には直轄領の管理や棟別役の徵収を担当した

という形跡が見られないでの、「伊那郡代」とすることはできない。また、伊那郡には既に鈴木将典氏が指摘されておられる

とおり、天正十七年七月に徳川本領に対し発給された七ヵ条定書が見られない。<sup>(38)</sup> そのうえ、この菅沼定利の支配領域に

対する徳川氏の発給文書は現在のところない。<sup>(39)</sup> 以上から、菅沼定利の國衆としての立場を併せ考へると、この支配領域は菅沼

定利の知行地（領）としての性格であったといえる。

ただ箕輪領は、天正十七年七月の真田氏の沼田領を豊臣政権の領土裁定

により北条氏に譲渡された後、真田領となる（「折田文書」『信』十七一四七ほか）。

このことは他の伊那郡國衆と違い、定利があくまで家康との関係のなかでその立場にあり、家康の意向とそれに伴う影響はその支配領域にも表れることがいえよう。

最後に、残りの菅沼定利発給文書（表1 No.⑥・⑯）についてもふれよう。表1 No.⑥は、菅沼定利が遠江国高蘭郷（静岡県浜北市）の七郎右衛門に対し、屋敷六百文の年貢の納入を命じたものである。このことより、定利が高蘭郷にも知行を持つていたことがわかる。また、表1 No.⑯は諏訪社神長官の守矢信真が社領寄進を要請してきたのに對し、菅沼定利が給人へ知行宛行つてしまつたため、空地がなく寄進はできない旨を返答したものである。なお表1 No.⑯を『信濃史料』は天正十一年とする。しかし、そこに記された花押は表1 No.⑫までのものと異なり、上野国吉井（群馬県吉井町）への移封後に発給された表1 No.⑰と同型である。<sup>(40)</sup> 従つて表1 No.⑯は、内容と朝日重政や石野弘光が定利の奏者として行動していることから考えて、天正十五年以降のものと思われる。これをふまえると、花押の変化の背景には、飯田城への移転が考えられる。

## ② 菅沼定利と伊那郡國衆

さきに菅沼定利が徳川氏の伊那郡統治下において、その統治の保全・維持を目指した地域的軍事態勢を担う立場として八部したことを見抜した。ここでは、その具体的様相を菅沼定利と伊那郡國衆との関わりやその役割から見ていただきたい。

既に述べたとおり、徳川氏の伊那郡統治は、國衆の知行安堵を前提におこなわれた。また、伊那郡國衆に対する知行宛行・

出陣要請などは、家康自身の判物によった（「宮下文書」『信』十六一三五〇ほか）。

以上を前提にしたうえで、菅沼定利と伊那郡国衆との関係をみてみよう。

さきに史料2・3から、菅沼定利は伊那郡国衆への軍事指揮権と普請時の人足徵發の権限を有していたことがわかる。さらに菅沼定利と国衆との関係や役割を示した史料をあげ検討してゆこう。

史料4（表1 No.⑦）

今度石川伯耆<sup>(康輝)</sup>守尾州へ退散候、乍去不苦候条、可御心安候、將亦老母・同家人人質已下、菅沼小大膳<sup>(定利)</sup>かた迄被差越候由候、令祝着候、自然敵於相動者、弥小大膳と被相談、其行專一候、尚兩人かたより可申候、恐々謹言、  
十一月十九日

下条牛千世殿

家康（花押影）

史料5（表1 No.⑤）

案文

一、奉對 家康様、御後閻儀努々存間敷候、縦隣郡土卒逆心緩怠仕候共、於拙者不致同意、偏可奉抽忠信事、  
一、対菅沼小大膳亮殿、此以前も不存如在候、況向後、毛頭成共無沙汰存間敷候、縦有僕人、如何様儀申候共、不致許容  
御入魂可申事、

（神文略）

天正十三年乙酉

七月十二日

菅沼小大膳亮殿

諏方安芸守頼忠

史料6（表1 No.⑯）

猶以其国山伏・祢宜、京都之御下知次第之由、堅可被仰触候、從聖護院殿御使并御状候、則御請被成候、御分国中諸山伏号当山京都之御下知、違背之族於在之者、急度可有御成敗旨被仰出候

御朱印雖可被遣候、御上洛之砌御急付而自拙者申入候、恐々謹言、

酒井左衛門尉

忠次（花押）

十月十九日  
（天正十四年カ）

蘆田源十郎殿

菅沼小大膳殿  
（定利）  
御宿所

史料7（表1 No.⑭）

旧冬者從宰相殿遮而預御音問、祝着之至候、其後無音意外候、仍以菅沼小大膳申入候、可然之様、取成專要候、兼亦私へ褶十端令進之候、猶小大膳可令申候、恐々謹言、

一月廿四日  
（天正十七年）

家康（花押）

須田相模守殿  
（滿親）

史料4は、天正十三年十一月石川康輝（数正）の尾張への出奔・小笠原貞慶の羽柴秀吉方への離反という徳川領国内の動搖下に、伊那郡国衆下条牛千代が菅沼定利のもと（知久平）へ老母と家中の人質を提出したことを家康が賞し、敵（羽柴方勢力）が攻撃してきた際には定利との相談のもと行動するよう命じたものである。ここでは定利は政情不安定時の伊那郡国衆（下条氏）の人質の管理と国衆への軍事指揮を任せていることを確認できる。

また、史料5は史料4と前後するが、天正十三年八月に開始された真田氏攻めの前に、諏訪郡国衆諏訪頼忠により菅沼定利へ提出された起請文である。ここで諏訪頼忠は家康への忠誠・隣郡の諸氏が離反しても応じないことを約するとともに、定利への入魂を誓っている。このように定利は国衆にとって家康への忠誠を誓うに際し仲介を務め、彼らの進退を保証する立場であった。また、ここでは定利のこうした立場が伊那郡国衆のみでなく、諏訪頼忠にも及んでいたことが本史料からわかる。

史料6は、徳川家家宰の酒井忠次より菅沼定利が佐久郡国衆依田康国とともに分国中（彼らの場合は佐久・伊那両郡）で「当山京都御下知」（聖護院の下知）と称して意に反する行いをする山伏を成敗し、山伏・祢宜に「京都之御下知」の通りに触れるよう命じられたものである。史料6の年代は、酒井忠次が天正十五年五月までには官途が左衛門督として確認できること<sup>(41)</sup>、「御上洛」とあることから家康の上洛と考えると、天正十四年かと思われる。ここから菅沼定利は徳川氏より佐久郡の統治を任せられた依田康国と同様に伊那郡下に徳川氏の命を遵行する立場にあったことが指摘できよう。

最後の史料7は、徳川氏が越後上杉氏との外交交渉に際し、菅沼定利を通じおこなっていることが確認できる史料である。宛所の須田満親は上杉氏の北信濃四郡統治を任せられた海津城将である。<sup>(42)</sup>この定利の上杉氏との外交交渉を務める立場は領国端の境目の責任者として、「路次馳走」とその役割に付与された外交権を有する、境目の領域支配担当者に該當しよう。<sup>(43)</sup>

以上より菅沼定利の役割として、伊那郡国衆との関係では、既に第二節でみた軍事指揮・普請時の人足徵発のほか人質の管理・進退保証があげられよう。また、伊那郡には徳川氏の命を遵行し、境目の領域支配担当者（飯田城将）としての外交交渉が検討結果として確認できた。このうち伊那郡国衆との関係は、従属国衆への軍事指揮をおこない、その進退保証・後見を担う「指南」にその役割は該当しよう。ここから菅沼定利に任せられた伊那郡の地域的軍事態勢、すなわち徳川氏の伊那郡統治は菅沼定利の伊那郡国衆への「指南」と徳川氏の命の郡内への遵行による保全・維持によっておこなわれていたことが指摘できよう。

## おわりに

以上、三節に渡り徳川氏の伊那郡統治とそれに携わる菅沼定利の政治的役割等についてみてきた。

天正壬午の乱以降に開始された徳川氏の伊那郡統治は、伊那郡国衆の所領安堵・宛行を前提におこなわれたもので、徳川氏の政治動向により不安定性を有するものであった。菅沼定利は徳川家との関係が深い三河国衆の出自で、家康は田峯菅沼氏が有する信濃伊那郡との関係を定利を宗家として擁立することで領域軍事態勢を形成、そして展開した。

菅沼定利は徳川氏に造反した木曾氏の箕輪領と木曾氏に同調したと思われる知久氏領を支配領域（知行地）として、知久平城および飯田城を拠点に支配を任せられた。伊那郡国衆らとの関係では、定利は従属国衆への軍事指揮とその進退保証・後見に携わる「指南」としての立場にあり、徳川氏の意向のもと伊那郡統治の保全・維持をおこなったことを指摘した。

このように菅沼定利は伊那郡統治に携わり、佐久郡国衆依田氏と諏訪郡国衆諏訪氏と徳川氏の信濃統治を担つた。

最後にこれまでみてきたことと徳川氏の関東転封後の関連について述べよう。菅沼定利は上野国吉井、依田氏は同国藤岡（藤岡市）、諏訪氏は同国惣社（前橋市）にそれぞれ移封される。これは上野の地域的特質をふまえて移封されたものであるが、<sup>(44)</sup>ここで注目すべきは廻橋に甲斐の軍事態勢を担つた平岩親吉を配置し、<sup>(45)</sup>上野と徳川本領である武藏国境地域に菅沼定利ら信濃勢を配置したことである。この背景は、これまで見てきた徳川氏の五カ国領有期の甲信地域の軍事態勢を担つた彼らの役割を前提としたものといえよう。このように徳川氏の関東領国支配は、その地域性と五カ国領有時の軍事態勢とを併せて「行わ

れていくことを最後に指摘したい。

- (1) この代表的な成果として、小田原北条氏を中心に検討された黒田基樹氏の一連の研究（『戦国大名北条氏の領国支配』（岩田書院、一九九五）、『戦国大名と外様国衆』（文献出版、一九九六）、『戦国大名領国の支配構造』（岩田書院、一九九七）、『戦国期東国の大名と国衆』（岩田書院、一〇〇〇）など）があげられる。
- (2) 北島正元『江戸幕府の権力構造』（岩波書店、一九六四）。
- (3) 「三河統一期における徳川氏の支配体制—酒井忠次と石川家成・同数正の地位と権限を通して—」（『戦国史研究』一二三、一九九二）。
- (4) 「家康家臣団における大須賀康高の役割」（『日本歴史』六一二、一九九九）。
- (5) なお、所理喜夫氏も近年の戦国大名の領域支配の研究をうけ松平・徳川氏の領国構造を検討されている（『戦国大名の領国構造—松平＝徳川氏を中心として—』（武田氏研究）一六、一〇〇一）。
- (6) 抽稿①「徳川氏の河東二郡支配と松井忠次」（『戦国史研究』四五、一〇〇三）、②「岡部正綱の政治的位置」（『野市史研究』一四、一〇〇三）。
- (7) 藤野保『新訂幕藩体制史の研究』（吉川弘文館、一九七五）、北島正元「徳川家康の信濃経営」（『信濃』一六一五、一九六四）、同註(2)著書。
- (8) 『徳川幕府成立過程の基礎的研究』（文献出版、一九九六）。
- (9) 「第一章 全国統一 第三節 前徳川氏の支配」（『下伊那史』第七卷、一九八〇）。以下、『下伊那史』第七卷の見解はこれによる。
- (10) 吉田ゆり子「天正検地と『知行』—信州下伊那郡虎岩郷を素材として—」（『兵農分離と地域社会』校倉書房、一〇〇〇、初出一九九〇）、鈴木将典「信濃國下伊那郡虎岩郷における天正期『本帳』と『知行』の再検討」（『駒澤大学史学論集』三四、一〇〇四）。
- (11) 鈴木将典「五ヶ国総検地施行段階における徳川領国基礎構造—七ヶ条定書と年貢・大役システム—」（『駒沢史学』六二、一〇〇四）は、天正十七年七月にかけて徳川領国内に発給された徳川家七ヶ条定書の交付されなかつた地域の一つとして菅沼定利による下伊那郡地域をあげ、これを徳川領国内の領域支配の問題に繋がるものと指摘している。この指摘と抽稿註(6)②論文の考察を併せ考えると、発給・交付された地域は大名徳川氏の本領として捉えられ、そのほかの地域に関しては本領とは異なる領域支配の展開を考察していく必要が求められよう。

- (12) 「第二章第二節戦国時代の稻武地方 二菅沼氏と奥平氏」。以下、本稿での『稻武町史』通史編の見解は同記述による。
- (13) 「高勝寺藏鑑銘」(『稻武町史』資料編古代・中世・近世1「第二節 町外史料—菅沼氏・奥平氏関係文書集」)。なお、出典は以下の『稻武』町外と略す。
- (14) 本稿で使用する地域領主(国衆)の概念は、註(1)黒田基樹『戦国大名と外様国衆』(文献出版、一九九六)に基づく。
- (15) 「第七章 戦国時代の北設楽郡 第一節 山家三方衆と郡内の豪士」および同著六〇三～六〇四「菅沼氏諸系譜」。以下、本稿での『北設楽郡史』原始―中世の見解は同本による。
- (16) 同時期の奥平氏の動向や「東三谷劇」については、大石泰史「今川氏と奥平氏―『松平奥平家古文書写』の検討を通して」(『地方史静岡』二一、一九九三)を参照。
- (17) 松平元康は、永禄六年八月に実名を家康に、同九年十二月に姓を徳川に改める。本稿では、史料以外は徳川家康で統一する。
- (18) 拙稿「永禄期における今川・松平両氏の戦争と室町將軍―將軍義輝の駿・三停戦令の考察を通じて」(『地方史研究』三二五、一〇〇五)。
- (19) 『愛知県史』資料編11織豊1は、以下『愛』と略す。
- (20) 藤木久志「両属論の魅力―『閔城町史』(通史編によせて)」(『戦国史をみる目』校倉書房、一九九五、初出一九八八)など。
- (21) 例えば、(元亀四年)六月晦日菅沼右近助・同形部丞・奥平定能宛て武田勝頼定書写(『松平奥平家古文書写』)の三条目では、東三河牛久保の領有に関し、相互の遺恨を排して三方衆の談合のうえで牛久保領の配分を決めるよう指示されている。このように奥三河国衆にはその行動にあたり、山家三方衆と称される一揆的結合が前提にあったものと思われる。
- (22) 奥野高広・岩沢愿彦校注『信長公記』角川書店、一九六九。なお「寛政譜」では、家康に降を乞うたが許されず、五月十七日に誅殺されたとされる。
- (23) 筆者は、このような菅沼定利の立場を厳密に定義すれば、黒田基樹『戦国大名領国の支配構造』(岩田書院、一九九七)や平野明夫「松平庶家とその家中」(『愛知県史研究』七、二〇〇三)が指摘されておられる本国内に包摂された地域領主(本国内国衆)として考えている。
- (24) 以下、出典が『信濃史料』による史料は、『信』十五一七七のように略す。
- (25) 平山優「天正壬午の乱」(垂崎市教育委員会ほか編『能見城跡』一九九八)、拙稿「織田政権の関東仕置―滝川一益の政治的役割を通じ

て」（『白山史学』三七、二〇〇一）。

- (26) 天文「十三年の武田氏の伊那郡侵攻と知久氏の動向については、平山優『川中島の戦い』（学研M文庫、二〇〇一）が詳細に記している。
- (27) ここでは、徳川氏と伊那郡国衆との関わりということで、下条氏と知久氏に注目したが、同様の存在として、ほかに佐久郡の国衆依田信蕃がいる。
- (28) 藤木久志「戦国大名の和平と国分」（『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会、一九八五、初出一九八三）。
- (29) 天正十一年九月上旬に下条頼安と小笠原信嶺との間で大明神河原で合戦がおこなわれ、同十二年正月二十日には頼安は信嶺により松尾城で殺害されている（「下条記」『信』十六一一二一）。両者の争いの詳細な原因は不明であるが、背景には天正壬午の乱に際しおこなわれた徳川氏の所領宛行があると思われる。
- (30) 吉田氏註（10）論文。
- (31) 知久頼氏は「寛政譜」などによれば、天正十三年に遠江国浜松で生害したとされる。また、月日は「知久家家譜」（新編伊那郡史料叢書）4）によると、十一月十四日と記されている。しかし、年については「清和源氏知久氏之伝記」（同）では、頼氏の生害を天正十二年と翌十三年を子万亀丸（のちの則直）母子の菅沼定利庇護下から浜松の家康もとへの直参の時期としている。筆者は以上をふまえたうえ、政治状況から考えて頼氏の生害の時期を天正十二年十一月頃と考える。
- (32) 北島氏註（7）論文。
- (33) 「伊那の『兩朝日』考（2）－朝日千助について－」（『信濃』第十五卷十一号、一九六三）。
- (34) 天正十四年十月の徳川家康上洛の際、秀吉に属し家康に敵対していた真田・小笠原・木曾三氏の徳川氏への帰属が決められ（「上杉家文書」「信」十六一四五五）、同十五年三月には真田・小笠原二氏が豊臣政権の異見により家康のもとへ出仕している（「家忠日記」「信」十六一四九〇）。これにより、上杉領国である川中島四郡を除く地域は徳川領国として確定された（豊臣政権の信濃郡割）。
- (35) 「下条記」（新編伊那史料叢書）四）。
- (36) 『下伊那史』ほか。
- (37) 註（6）拙稿①論文。
- (38) 註（11）参照。
- (39) これまでの研究史で、天正十七年九月の菅沼定利による領内の検地を徳川氏の五カ国総檢の一環としてとらえられている（所理喜夫

「関東転封前後における徳川氏の権力構造」『徳川将軍権力の構造』吉川弘文館、一九八四、初出一九六〇ほか)。筆者もこの点は賛同するが、信濃に関しては、菅沼定利のほかに従属国衆の真田氏・依田氏らも検地をおこなっている。徳川氏の五ヵ国検地は、徳川本領の直接地とこうした従属国衆の領内検地とをあわせて総体的に考察を考えいく必要があると思われる。

- (40) 表1 No.⑯は『吉井町誌』には写真のみにつき、活字にしておく。なお、市村高男「関東における徳川領国の形成と上野支配の特質」(『群馬県史研究』三〇、一九八九)は、本史料を天正二十(文禄元)年の菅沼定利領の検地に基づく寄進状とする。

仁叟寺領之事

上田式反八畝拾四步

中田四反九畝拾武步

下田七反廿八步

屋敷附壱反九畝廿五步

右之所致寄進者也、

文禄元年辰王

九月七日

仁叟寺参

菅沼小大膳亮

定利(花押)

- (41) 天正十五年五月一日付け高田専修寺難掌慈智院宛て酒井忠次書状(「専修寺文書」『新編岡崎市史』史料古代・中世一一八四頁)。

- (42) 上杉氏の北信濃四郡支配については、逸見大吾「戦国末期における秩序の再構築—上杉景勝の信州北部支配を通じて—」(『信濃』五六一

五、二〇〇四)を参照されたい。

- (43) 丸島和洋「境目の城代と『路次馳走』」(『戦国史研究』四三、一〇〇一)。なお丸島氏はこの役割をもつ人物を境目の城代とするが、こ

こではこれまで検討してきた菅沼定利の立場を考え領域支配担当者とする。

- (44) 市村氏註(40)論文。

- (45) 平岩親吉の徳川氏の甲斐支配における立場・役割については、拙稿註(6)②論文を参照されたい。

表1 菅沼定利関連文書一覧

No.	年 月 日	文 書 名	宛 所	内 容	史 料 名(出典)
①	(天正十二)八・五	徳川家康書状	保科越前守「正直」殿	菅沼の指図のもと木曾氏攻めを命ず	保科文書(信16-200)
②	(天正十二)八・二十	徳川家康書状写	菅沼小太膳亮「定利」殿	伊那出陣無き衆へ普請を命ず	菅沼文書(信補遺上-585)
③	天正十二・十・十四	菅沼定利寺領安堵状	普濟寺	箕輪小河普濟寺領の安堵	普濟寺文書(信16-215)
④	天正十二・十二・二十七	菅沼定利宛行状	平澤勘右衛門殿	寺領宛行 三貫文	平澤文書(信16-230)
⑤	天正十三・七・十二	諏訪頼忠起請文案	菅沼小太膳亮殿	家康への忠信と菅沼への入魂を誓う	諏訪家譜(信16-232)
⑥	天正十三・閏八・九	徳川家康判物	たかその七郎右衛門殿	屋敷六百文の年貢納入を命じる	岩品文書(福武-108)
⑦	(天正十三)十一・十九	菅沼定利寄進状	下条牛千世「康長」殿	菅沼への家中人質の提出を賞す	下条文書(信16-385)
⑧	(天正十三)十一・二十一	徳川家康書状写	下条牛千世「康長」殿	菅沼への家中人質の提出、康長の知	下条文書(信16-385)
⑨	(天正十三)十一・二十一	徳川家康消息写	久出頭を賞す	菅沼への家中人質の提出、康長の知	下条文書(信16-386)
⑩	天正十四・一・十四	菅沼定利宛行状	久出頭を賞す	菅沼への家中人質の提出、康長の知	下条文書(信16-386)
⑪	天正十四・九・二十八	菅沼定利寄進状	知行宛行 拈三貫文	菅沼を通じた上杉氏外交	木村文書(信16-558)
⑫	天正十四・十・十一	菅沼定利寄進状	知久平諏訪社神領八貫文の寄進	坂井文書(信16-452)	
⑬	(天正十四)十・十九	酒井忠次書状	知久平八幡社神領五百文の寄進	坂井文書(信16-454)	
⑭	(天正十七)二・二・二十四	徳川家康書状	京都御下知に違背ある分国中山伏の	天理大学所蔵保井芳太郎	
⑮	(天正十七)二・二・二十四	徳川家康書状写	成敗を命じる	氏旧藏文書	
⑯	十一・十二	菅沼定利書状	板屋佐渡守「光胤」殿	木村文書(信16-558)	
⑰	文禄元・九・七	菅沼定利寄進状	須田相模守「満親」殿	歴代古案(信16-558)	
			・菅沼小太膳亮殿御宿所	守矢文書(信16-112)	
			御報	仁叟寺文書(吉井-408)	
			仁叟寺参	仁叟寺文書(吉井-408)	
			寺領寄進	仁叟寺文書(吉井-408)	

\*信( )：『信濃史料』卷貢、稻武：『福武町史』史料編古代・中世・近世1、吉井( )：『吉井町誌』頁を示す。また、⑬は東京大学史料編纂所架蔵写真帳(請求番号六一七一・六五・四〇・二四)による。

表2 朝日重政・石野弘光発給文書一覧

No.	年	月	日	文書名	宛所	内容	史料名(出典)
①	天正十二	・十	・十四	朝日重政寺領書出	朝日千助(黒印)	寺領書出	普濟寺文書(信16-215)
②	天正十五	・九	・十五	朝日重政知行書出	朝日千助(黒印)	知行書出	渕井文書(信16-49)
③	天正十八	・一		朝日重政・石野弘光 社領書出	石野新藏(黒印)	上祝部善左衛門殿	宮井文書(信17-91)
④	天正十八	・一		朝日重政・石野弘光 社領書出	朝日千助(黒印)	下祝新助殿	知久平諏訪社領書出
⑤	天正十八	・一		朝日重政・石野弘光 知行書出	石野新藏(黒印)	中野吉左衛門尉殿	宮井文書(信17-92)
⑥	天正十八	・一		朝日重政・石野弘光 知行書出	石野新藏弘光(花押)	平澤勘右衛門殿	平澤文書(信17-93)
⑦	天正十八	・一		朝日重政・石野弘光 知行書出写	朝日千助重政(花押)	城の替地を与える 知久平城跡地を本作 へ相渡す	平澤文書(信16-130) 平澤文書(信16-214)
⑧	二	・二十一		朝日重政手形	石野新藏書判	黒田論文	
⑨	十	・十二		石野弘光書状	朝日千助□□(花押)		

※信:『信濃史料』、黒田論文:黒田基樹「戦国～織豊期の『平沢文書』と平沢氏」(『信濃』四九一七、一九九七)